

令和 5 年 6 月 7 日

令和 5 年度 栃木 県 議 会
第 395 回 通常 会 議 議 案 (1)

令和5年度栃木県議会 第395回通常会議議案（1）目次

第1号議案	栃木県手数料条例の一部改正について……………	4
第2号議案	栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正について……………	6
第3号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について……………	9
第4号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	11
第5号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について……………	13
第6号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）……………	14
第7号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）……………	15
第8号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）……………	19
第9号議案	工事請負契約の締結について（水と緑の南摩の里整備事業）……………	23
第10号議案	製造請負契約の締結について（栃木県子ども総合科学館展示更新等業務）……………	24
第11号議案	工事請負契約の変更について（一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事）……………	25
報告第1号	知事の専決処分事項報告について……………	26
報告第2号	令和4年度栃木県継続費繰越計算書の報告について……………	42
報告第3号	令和4年度栃木県繰越明許費繰越計算書の報告について……………	44

報告第4号	令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書及び令和4年度栃木県継続費繰越計算書の報告について……………	54
報告第5号	令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	59
報告第6号	令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について……………	61
報告第7号	令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	63
報告第8号	令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	65
報告第9号	令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	68
報告第10号	令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について……………	70
報告第11号	令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書の報告について……………	73

第1号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～55の4 略		1～55の4 略	
55の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略	55の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略
56～498 略		56～498 略	
499及び500 削除		499 削除	
		500 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	31,000円
501 略		501 略	
502 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	略	502 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	略

503～517 略

備考 略

503～517 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2号議案

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正について

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例（昭和54年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第5条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。 この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。</p> <p><u>(利用料金の免除等)</u></p> <p>第6条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p>	<p>栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第5条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、規則で定めるところにより納入しなければならない。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、知事は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により射撃場を利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用の期日前7日までにその利用の取消しを申し出たとき。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第9条 偽りその他不正な手段によって第5条第1項に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該</p>

第9条 略

別表（第2条、第5条関係）

1 施設の利用料金の基準額

(1) 一般利用の場合

施設区分	利用者区分	基準額（1人につき）	
		3時間まで	超過時間 (1時間につき)
略			

備考

- 「超過時間」とは、3時間を超えて利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
- 括弧書の利用料金の基準額は、10人以上の団体が利用する場合の利用料金の基準額である。

(2) 専用利用の場合

施設区分	利用者区分	基準額			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	超過時間 (1時間につき)
略					

備考

- 略
- 「超過時間」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

2 附属設備の利用料金の基準額

区	分	基	準	額
略				

5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第10条 略

別表（第2条、第5条関係）

1 施設使用料

(1) 一般利用の場合

施設区分	利用者区分	使用料（1人につき）	
		基本料金	超過料金
略			

備考

- 「基本料金」とは、3時間までの使用料をいい、「超過料金」とは、3時間を超えるときにその超える時間1時間までごとの使用料をいう。
- 括弧書の料金_____は、10人以上の団体が利用する場合の料金_____である。

(2) 専用利用の場合

施設区分	利用者区分	使用料			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	超過料金
略					

備考

- 略
- 「超過料金」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用をする場合の当該午前9時前又は午後5時後の専用利用の時間1時間までごとの使用料をいう。

2 附属設備使用料

区	分	使	用	料
略				

略

略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第3号議案

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>栃木県体育施設設置及び管理条例</u>	<u>栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例</u>
	(使用料)
	<u>第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u>
	<u>2 使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があるとき、この限りでない。</u>
	(使用料の免除)
	<u>第11条 知事は、特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</u>
	(使用料の不還付)
	<u>第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>
(利用料金)	(利用料金)
<u>第10条 利用者</u> は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	<u>第13条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者を除く。）</u> は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

第11条・第12条 略

別表 (第10条関係)

- 1・2 略
- 3 栃木県グリーンスタジアムの利用料金の基準額
 - (1)・(2) 略
 - (3) 附属設備及び器具

区 分	基 準 額
略	

備考

- 1・2 略
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメイングラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生等以下の者がメイングラウンド、サブグラウンド、会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメイングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属施設及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

4～8 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2・3 略

第14条・第15条 略

別表 (第10条、第13条関係)

- 1・2 略
- 3 栃木県グリーンスタジアム使用料
 - (1)・(2) 略
 - (3) 附属設備及び器具

区 分	使 用 料
略	

備考

- 1・2 略
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメイングラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生等以下の者がメイングラウンド、サブグラウンド、会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメイングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属施設及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

4～8 略

第4号議案

栃木県警察関係手数料条例の一部改正について

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(道路交通法に関する手数料)				(道路交通法に関する手数料)			
第8条 略				第8条 略			
2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。				2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。			
申請者	手数料の種別	区 分	手数料の額	申請者	手数料の種別	区 分	手数料の額
1～11 略				1～11 略			
12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略	12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号_____に掲げる講習	略
13 略				13 略			
備考 略				備考 略			

3～6 略

3～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5号議案

栃木県人事委員会委員の選任同意について

栃木県人事委員会委員として、次の者の選任について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

宇 梶 宏 美

第6号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和5年度において県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
県営林道事業費	佐野市	円 5,500,000	円 2,743,400
	鹿沼市	120,000,000	28,240,500
	日光市	61,800,000	17,600,000
	那須塩原市	20,669,000	4,075,926
	塩谷町	13,150,000	3,268,820

第7号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定により、令和5年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	足利市	円 20,000,000	円 5,427,500
	佐野市	80,000,000	8,315,000
	矢板市	18,000,000	1,800,000
	那珂川町	25,000,000	5,000,000
国営造成施設管理事業費	宇都宮市	40,568,000	6,053,109
	真岡市		745,585
	上三川町		835,639
	芳賀町		478,667
	足利市	7,039,000	3,519,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	39,081,000 円	437,043 円
	さくら市		2,799,691
	那須烏山市		3,795,730
	那珂川町		783,536
	大田原市	6,358,000	188,563
	那須塩原市		1,082,937
	那須烏山市	67,330,000	744,587
	益子町		3,479,226
	茂木町		2,944,686
	市貝町		4,699,110
芳賀町	1,596,891		
農地整備事業費	宇都宮市	326,000,000	32,600,000
	佐野市	114,000,000	11,400,000
	鹿沼市	65,000,000	4,875,000
	日光市	415,000,000	41,500,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	小山市	円 125,000,000	円 17,500,000
	大田原市	274,000,000	27,400,000
	下野市	136,000,000	13,600,000
	益子町	70,000,000	8,750,000
	市貝町	86,879,600	10,859,950
	芳賀町	254,120,400	31,715,050
	壬生町	450,000,000	45,000,000
	野木町	10,000,000	1,000,000
	塩谷町	30,000,000	2,250,000
水利施設整備事業費	足利市	76,000,000	11,400,000
	栃木市	194,970,000	48,657,000
	小山市	59,430,000	5,943,000
	真岡市	5,065,000	810,000
	大田原市	27,999,040	2,426,396
	那須塩原市	160,800,960	13,935,011

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	さくら市	円 28,075,000	円 4,492,000
	市貝町	3,725,000	596,000
	芳賀町	3,005,000	481,000
	塩谷町	190,525,000	19,084,000
	高根沢町	9,605,000	1,537,000
農村地域防災減災事業費	宇都宮市	99,000,000	19,750,000
	那須烏山市	184,326,000	14,746,000

第8号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和5年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
砂防施設づくり事業費（補助）	宇都宮市	円 40,000,000	円 4,000,000
	足利市	268,500,000	22,200,000
	栃木市	80,000,000	4,000,000
	佐野市	10,000,000	500,000
	鹿沼市	12,000,000	850,000
	日光市	43,000,000	4,400,000
	真岡市	10,000,000	1,000,000
	大田原市	25,000,000	1,250,000
	那須烏山市	50,000,000	2,500,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	茂木町	円 140,000,000	円 24,000,000
	那珂川町	40,000,000	2,000,000
河川砂防施設づくり事業費(県単)	茂木町	20,000,000	4,000,000
緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	足利市	35,000,000	3,500,000
	真岡市	10,000,000	1,000,000
	大田原市	15,000,000	3,000,000
	さくら市	50,000,000	10,000,000
	那須町	10,000,000	500,000
流域下水道建設事業費	日光市	608,124,350	123,936,691
	宇都宮市	1,054,105,100	107,320,186
	下野市		67,382,841
	上三川町		33,044,288
	栃木市	563,698,600	98,875,022
	壬生町		19,880,210

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	357,103,500 円	40,213,468 円
	那須塩原市		41,882,448
	栃木市	117,081,000	29,908,167
	小山市	148,563,100	23,039,091
	野木町		14,843,558
鬼怒川上流流域下水道（上流処理区） 管理事業費	日光市	740,202,000	658,991,000
鬼怒川上流流域下水道（中央処理区） 管理事業費	宇都宮市	1,430,092,000	609,942,000
	下野市		412,827,000
	上三川町		210,492,000
巴波川流域下水道管理事業費	栃木市	887,526,000	675,670,000
	壬生町		94,089,000
北那須流域下水道管理事業費	大田原市	709,718,000	290,491,000
	那須塩原市		278,084,000
渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区） 管理事業費	栃木市	546,884,000	507,786,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区） 管 理 事 業 費	小 山 市	562,075,000 円	273,235,000 円
	野 木 町		235,127,000

第9号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 鹿沼市上南摩町
- 2 工 事 名 水と緑の南摩の里整備事業
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 契 約 金 額 1,292,049,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地7

鉄建建設・猪股建設・フジヤマ・安藤設計共同企業体

代表者 鉄建建設株式会社関越支店 執行役員支店長 舟嶋 啓邦

第10号議案

製造請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 業 務 場 所 宇都宮市西川田町
- 2 業 務 名 栃木県子ども総合科学館展示更新等業務
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,980,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 東京都港区台場二丁目3番4号

株式会社乃村工藝社 代表取締役社長執行役員 奥 本 清 孝

第11号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第55号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年6月7日提出

栃木県知事 福田 富 一

契約金額を9,602,890,000円とする。

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第72号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第73号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第74号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第75号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第76号 | 工事請負契約の変更について |
| 6 | 専決処分第77号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第78号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第1号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第2号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第3号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第4号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

- 12 専決処分第5号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 13 専決処分第6号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 14 専決処分第7号 工事請負契約の変更について

専決処分第76号

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第380回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（一般国道408号水路トンネル建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を545,259,000円とする。

令和5年3月23日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第7号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第18号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県林業大学校（仮称）研修・研究棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を666,072,000円とする。

令和5年5月17日

栃木県知事 福田 富 一

報告第2号

令和4年度栃木県継続費繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県継続費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国庫支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		警察本部庁舎 受変電設備等 改修費	4,076,617,000	2,242,140,000	325,024,000	2,567,164,000	291,513,000	2,275,651,000	2,275,651,000	606,651,000		1,669,000,000	
		とちぎ海浜 自然の家本館 空調和設備等 改修費	1,517,808,000	1,062,466,000		1,062,466,000	435,196,000	627,270,000	627,270,000	63,270,000		564,000,000	
		那須庁舎等 解体費	530,493,000	14,481,000		14,481,000		14,481,000	14,481,000	4,481,000		10,000,000	
4	衛生費	6 環境対策費	108,572,000	32,572,000		32,572,000	7,716,000	24,856,000	24,856,000	2,856,000		22,000,000	
		足利工業高校省 エネ設備整備費											

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
		とちぎ海浜自然 の家省エネ設備 整備費	円 93,825,000	円 65,678,000	円 65,678,000	円	円 65,678,000	円 65,678,000	円 6,678,000	円	円 59,000,000	円	
6 農林水 産業費	4 林業費	栃木県林業大学 校施設整備費	1,431,066,000	431,296,000	431,296,000	174,420,000	256,876,000	256,876,000		109,340,000	132,000,000	15, 536,000	
9 警察費	1 警 察 管理費	宇都宮東警察署 旧庁舎解体費	218,840,000	175,072,000	175,072,000	40,210,000	134,862,000	134,862,000	33,862,000		101,000,000		
10教育費	4 高 等 学校費	足利高校新校舎 等 整備 費	5,830,928,000	2,332,369,000	2,332,369,000	917,058,000	1, 415,311,000	1, 415,311,000	142,311,000		1, 273,000,000		
計			13,808,149,000	6,356,074,000	325, 024,000	6,681,098,000	1, 866,113,000	4, 814,985,000	4, 814,985,000	860,109,000	109,340,000	3, 830,000,000	15, 536,000

報告第3号

令和4年度栃木県繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	文書管理運営費	円 31,539,000	円 31,539,000	円	円	円	円	円 31,539,000
		会計管理費	28,746,000	28,745,160			24,000,000		4,745,160
		県有財産管理費	743,186,000	534,910,000	54,395,000		433,000,000		47,515,000
	2 企画費	交通体系整備促進費	198,195,000	67,058,500		32,000,000			35,058,500
	6 防災費	航空防災費	11,878,000	11,878,000					11,878,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	202,680,000	202,680,000		189,560,000			13,120,000
		障害者福祉施設整備助成費	390,749,000	102,004,000		68,001,000	32,000,000		2,003,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		老人保健福祉施設整備助成費	円 41,639,000	円 41,639,000	円	円 27,760,000	円 12,000,000	円	円 1,879,000
		介護基盤整備等事業費	584,165,000	414,830,000				414,830,000	
	2 児童福祉費	児童福祉施設育成指導費	3,080,000	2,787,000		1,913,000			874,000
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	211,000,000	211,000,000		211,000,000			
	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	51,700,000	27,700,000			15,000,000		12,700,000
		水道事業費	25,478,000	25,478,000		15,864,000			9,614,000
	4 医薬費	医療連携体制推進費	39,540,000	39,540,000				39,540,000	
	6 環境対策費	カーボンニュートラル推進費	342,981,000	300,605,000		300,605,000			
5 労働費	2 職業訓練費	運営費	6,500,000	6,303,000		3,041,000			3,262,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	120,000,000	119,553,000		79,702,000			39,851,000
		経営体育成支援総合対策費	302,731,000	49,502,000		49,502,000			
		農業大学校費	7,000,000	6,945,000		3,472,000			3,473,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		農業生産総合対策事業費	円 1,007,095,000	円 1,007,095,000	円	円 983,095,000	円	円 24,000,000	円
		水田農業振興対策事業費	674,675,000	674,675,000		674,675,000			
		園芸振興対策事業費	150,000,000	134,025,000		134,025,000			
		環境保全型農業推進費	63,100,000	58,998,000		57,998,000			1,000,000
		鳥獣から農作物を守る対策事業費	12,870,000	10,993,000		10,993,000			
		中山間地域活性化対策費	4,700,000	4,700,000		4,700,000			
	2 畜産業費	畜産総合対策費	345,500,000	341,002,000		341,002,000			
		草地基盤整備費	132,140,000	118,890,000		86,729,000			32,161,000
		家畜保健衛生費	15,725,000	519,500		519,500			
	3 農地費	地籍調査事業費	67,572,000	56,430,000		37,620,000			18,810,000
		農村集落基盤再編・整備事業費	61,000,000	56,000,000	11,450,000	29,300,000	12,000,000		3,250,000
		県単農業農村整備事業費	49,638,000	36,248,000					36,248,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		土地改良事業調査費	円 18,600,000	円 9,300,000	円 2,092,500	円 5,115,000	円	円	円 2,092,500
		国営造成施設管理事業費	83,545,000	22,193,000	6,854,000	10,197,000			5,142,000
		農村地域雨水流出抑制対策事業費	13,860,000	13,860,000					13,860,000
		農地整備事業費	3,894,166,000	3,748,969,100	748,193,820	1,876,484,550	1,002,000,000		122,290,730
		農村地域防災減災事業費	504,500,000	467,106,600	24,989,048	361,904,830	77,000,000		3,212,722
		水利施設整備事業費	903,915,000	749,137,700	240,137,224	356,076,483	147,000,000		5,923,993
		農業基盤整備促進事業費	162,240,000	117,761,000		89,845,000	22,000,000		5,916,000
	4 林業費	林業施設整備費	61,225,000	61,223,000				60,845,000	378,000
		林業・木材産業構造改革事業費	1,409,005,000	1,389,795,000		1,385,346,000		4,449,000	
		特用林産振興費	183,626,000	144,656,000		144,656,000			
		県産材需要拡大総合対策事業費	2,200,000	500,000					500,000
		林野保護費	10,650,000	8,311,000					8,311,000
		造林事業費	532,429,000	412,309,000		276,899,000			135,410,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	円 26,633,000	円 26,633,000	円	円 15,033,000	円	円 11,600,000	円
		森林環境譲与税事業費	281,147,000	20,000,000				20,000,000	
		県単林道事業費	19,620,000	11,657,000			3,000,000	4,315,000	4,342,000
		森林整備林道事業費	123,282,000	98,979,000		49,783,000	20,000,000	25,054,000	4,142,000
		治山事業費	1,109,717,000	889,324,000		433,150,000	418,000,000		38,174,000
		県単治山事業費	105,423,000	66,000,000			15,000,000		51,000,000
		鳥獣保護費	60,000,000	41,600,000					41,600,000
	5 水産業費	水産試験場費	8,352,000	1,255,100					1,255,100
7 商工費	1 商工費	中小企業経営力向上支援事業費	600,000,000	240,000,000		240,000,000			
		保安事業費	678,000,000	665,662,000		665,662,000			
		産業技術支援拠点強化事業費	206,184,000	206,184,000		103,092,000	103,000,000		92,000
		ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費	120,092,000	77,919,000		77,919,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	2 観光費	観光需要喚起対策事業費	円 4,908,551,000	円 4,515,531,000	円	円 4,515,531,000	円	円	円
		自然公園等施設整備費	9,891,000	8,103,000			5,000,000		3,103,000
		自然環境整備交付金事業費	293,584,000	270,932,000		136,906,000	126,000,000		8,026,000
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修促進事業費	20,250,000	8,484,000					8,484,000
	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	7,974,748,000	7,538,365,871		4,032,489,750	3,423,000,000		82,876,121
		道路保全事業費(県単)	4,500,000,000	3,121,032,422			1,460,000,000		1,661,032,422
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	89,135,000	87,609,000		48,184,950	35,000,000		4,424,050
		道路調査費	270,227,000	231,190,282			68,000,000		163,190,282
		総合交通政策事業費(補助)	31,200,000	31,200,000		10,400,000			20,800,000
		快適で安全な道路づくり事業費(補助)	23,054,415,000	19,603,540,180		10,489,655,123	8,299,000,000		814,885,057

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		快適で安全な道づくり事業費 (県単)	円 2,452,196,000	円 2,122,163,499	円	円	円 1,820,000,000	円 4,000,000	円 298,163,499
	3 河川費	河川調査費	86,000,000	64,499,378					64,499,378
		河川砂防保全事業費 (県単)	489,396,000	390,729,294			74,000,000	849,408	315,879,886
		緊急防災・減災対策 事業費(河川砂防)	1,818,698,000	1,349,817,846			1,338,000,000	8,975,660	2,842,186
		河川砂防施設づくり 事業費(県単)	57,200,000	34,009,528			30,000,000		4,009,528
		堤防強化緊急対策 プロジェクト事業費	2,047,384,000	1,613,776,913			1,613,000,000		776,913
		河川改良費	100,000,000	88,098,000			66,000,000		22,098,000
		河川受託事業費	219,100,000	200,226,735				200,226,735	
		安全な川づくり 事業費(補助)	12,549,000,000	11,144,115,592		5,600,496,711	5,076,000,000		467,618,881
		市町村川づくり 助成費(補助)	341,000,000	293,861,667			267,000,000		26,861,667
		ダム施設保全事業費 (補助)	320,457,000	319,761,043		118,164,112	172,000,000	22,100,866	7,496,065

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		砂防調査費	円 72,463,000	円 51,667,128	円	円	円	円	円 51,667,128
		砂防施設づくり 事業費(補助)	2,933,149,000	2,510,188,800		1,223,829,664	1,136,000,000	62,625,543	87,733,593
	4 都市計画費	土地区画整理事業 助成費(補助)	258,343,000	230,453,839		123,827,760		65,475,447	41,150,632
		街路づくり事業費 (補助)	5,061,501,000	3,332,475,727	9,820,952	1,588,365,459	1,206,000,000	414,878,016	113,411,300
		公園事業費	29,869,000	22,369,000					22,369,000
		魅力ある公園づくり 事業費(補助)	567,000,000	507,464,000		253,732,000	233,000,000		20,732,000
		魅力ある公園づくり 事業費(県単)	37,000,000	27,560,079			11,000,000		16,560,079
	5 住宅費	県営住宅管理費	55,784,000	45,321,200			32,000,000		13,321,200
		県営住宅整備事業費 (補助)	601,063,000	448,966,352		171,545,000	227,000,000		50,421,352
9 警察費	1 警察管理費	交通安全施設整備費	42,320,000	42,320,000		21,160,000	21,000,000		160,000
10 教育費	1 教育総務費	学校安全推進費	34,200,000	34,200,000		34,200,000			
		私立学校振興助成費	6,000,000	6,000,000		6,000,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		私立幼稚園振興助成費	円 73,320,000	円 72,645,000	円	円 72,645,000	円	円	円
	4 高等学校費	高等学校校舎等整備費	55,970,000	52,340,000			24,000,000		28,340,000
		高等学校防火施設整備費	23,877,000	9,104,000			6,000,000		3,104,000
		高等学校校舎等維持管理費	1,746,743,000	1,618,904,000	100,000,000		1,430,000,000		88,904,000
		高校再編整備費	7,721,000	7,721,000					7,721,000
		5 特別支援学校費	特別支援学校運営費	13,400,000	13,400,000		13,400,000		
	特別支援学校校舎等維持管理費	581,781,000	564,779,000			499,000,000		65,779,000	
	7 保健体育費	学校保健普及振興費	65,700,000	65,700,000		65,700,000			
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	4年発生県単林道災害復旧事業費	7,500,000	2,368,000				2,368,000	
		4年発生県単治山災害復旧事業費	28,050,000	25,305,000			12,000,000	13,305,000	
	2 土木施設災害復旧費	4年災害復旧事業費	30,000,000	21,764,000		14,515,630	7,000,000	248,370	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		4年県費単独災害 復旧事業費	円 213,000,000	円 150,959,000	円	円	円 150,000,000	円	円 959,000
計			91,223,399,000	77,115,629,035	1,197,932,544	37,974,987,522	31,201,000,000	1,383,764,675	5,357,944,294

報告第4号

令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書及び令和4年度栃木県継続費繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書及び令和4年度栃木県継続費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の訳		支出 担為 予額	翌年度 繰越額	左の財源内の訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	2 企画費	交通体系整備 促進費	円 4,200,000	円 600,000	円 3,600,000	円 3,600,000	円	円	円	円	円 3,600,000	新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象車両の納入に不測の日数を要したため	
3 民生費	1 社会 福祉費	介護基盤整備等 事業費	55,784,000		55,784,000	55,784,000				55, 784,000		資材の入手等に不測の日数を要したため	

款	項	事業名	支出 負担 行為額	の 内 訳		支出 負担 予額	翌 年 度 繰 越 額	の 財 源 内 訳				説 明	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 庫 支 出 金	特 定 財 源			一 般 財 源
										地 方 債	そ の 他		
4	衛生費	2 環 境 衛 生 費	産 業 廃 棄 物 指 導 費	円 1,809,842,800	円 1,340,641,725	円 469,201,075	円 469,201,075	円	円	円 310,000,000	円	円 159,201,075	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
6	農林水 産業費	1 農業費	農業生産総合 対策事業費	2,000,000,000		2,000,000,000	2, 000,000,000				2,000, 000,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
		2 畜産費	畜産総合対策費	8,258,000		8,258,000	8,258,000		8,258,000				新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
		4 林業費	林業・木材 産業構造改革 事業費	1,525,809,000	1,194,439,000	331,370,000	331,370,000		331,370,000				新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により関係者との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出 負担 行為額	の 内 訳		支出 負担 予額	翌 年 度 繰 越 額	の 財 源 内 訳				説 明	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 庫 支 出 金	特 定 財 源			一 般 財 源
										地 方 債	そ の 他		
		治山事業費	円 967,228,000	円 789,667,000	円 177,561,000	円	円 177,561,000	円	円 88,779,000	円 87,000,000	円	円 1,782,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
8 土木費	2 道路 橋りょう 費	道路保全事業費 (補助)	69,056,000	22,204,200	46,851,800		46,851,800		24,547,490	21,000,000		1,304,310	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
		快適な道路環境 づくり事業費 (補助)	38,192,000		38,192,000		38,192,000		19,096,000	19,000,000		96,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
		快適で安全な道 づくり事業費 (補助)	110,658,258	88,648,258	22,010,000		22,010,000		12,105,500	8,000,000		1,904,500	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の訳		支出 担為 額	翌年 度 繰越 額	左の財源内の訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
		快適で安全な道づくり事業費 (県単)	円 18,000,000	円	円 18,000,000	円	円 18,000,000	円	円	円	円	円 18,000,000	関係者との調整に不測の日数を要したため
	3 河川費	安全な川づくり事業費(補助)	13,264,756,174	12,974,756,174	290,000,000		290,000,000		145,000,000	130,000,000		15,000,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により作業員の確保に不測の日数を要したため
		ダム施設保全事業費(補助)	346,415,303	273,663,303	72,752,000		72,752,000		8,730,240	13,000,000	50, 926,399	95,361	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
		砂防施設づくり事業費(補助)	2,851,372,251	2,653,302,335	198,069,916		198,069,916		98,580,133	88,000,000	909,650	10,580,133	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
10教育費	4 高等学校費	高等学校校舎等整備費	82,027,000	4,708,000	77,319,000		77,319,000		38,659,000	38,000,000		660,000	関係者との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の 訳		支出 負担 為定額	翌年 度 繰越額	左の財源内の 訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
11災害 復旧費	2土木 施設 災害 復旧費	元年災害復 旧費	円 1,076,578,183	円 726,578,183	円 350,000,000	円	円 350,000,000	円	円 233,450,000	円 116,000,000	円	円 550,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により資材の入手等に不測の日数を要したため
計			24,228,176,969	20,069,208,178	4,158,968,791		4, 158,968,791		1, 008,575,363	830,000,000	2,107, 620,049	212,773,379	

令和4年度栃木県継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年 度 繰越額	左の財源内の 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
6農林水 産業費	4林業費	水と緑の南摩 の里整備費	円 95,000,000	円 15,000,000	円 56, 000,000	円 71,000,000	円 4,300,000	円 66,700,000	円 66,696,000	円 7,257,000	円	円	円 59, 439,000
計			95,000,000	15,000,000	56, 000,000	71,000,000	4,300,000	66,700,000	66,696,000	7,257,000			59, 439,000

報告第5号

令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

都整第6号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	負担金	受託事業収入	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	流域下水道 建設事業費	円 2,535,781,000	円 1,150,833,844	円 1,384,947,156	円 243,590,480	円 243,660,387	円 70,019,708	円 818,636,893	円 9,039,688	円	円	関係機関との協 議等に日数を要 したため
計			2,535,781,000	1,150,833,844	1,384,947,156	243,590,480	243,660,387	70,019,708	818,636,893	9,039,688			

報告第6号

令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

企経第17号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県電気事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	川治第一発電所本館衛生更新工事	円 8,228,000	円 4,334,000	円 3,894,000	円 3,894,000		円	資材の入手等に不測の日数を要したため	
		川治第一発電所本館階段設置工事	46,178,000	25,472,700	20,705,300	20,705,300			資材の入手等に不測の日数を要したため	
		足尾発電所等耐震補強設計業務委託	55,000,000	12,240,000	42,760,000	42,760,000			関係機関との協議等に日数を要したため	
計			109,406,000	42,046,700	67,359,300	67,359,300				

報告第7号

令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

企経第18号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県電気事業会計継続費を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき逡次繰越したため、同項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	負担金	損益勘定 留保資金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	風見発電所 全面改修 工事	4, 811,994,000 円	1, 922,910,000 円	1,929, 018,850 円	3, 851,928,850 円	721,587,250 円	3, 130,341,600 円	3, 130,341,600 円	3, 130,000,000 円		341,600 円	
		深山発電所 全面改修 工事	1, 607,320,000 円	106,700,000 円	20, 295,000 円	126,995,000 円	7,700,000 円	119,295,000 円	119,295,000 円			119,295,000 円	
		川治第一発 電所屋外機 器更新工事	211,419,000 円	122,320,000 円		122,320,000 円		122,320,000 円	122,320,000 円			122,320,000 円	
		佐貫ダム逆 木放流工ゲ ート操作盤 等更新工事	30,921,000 円	13,926,000 円		13,926,000 円		13,926,000 円	13,926,000 円		7,422,558 円	6,503,442 円	
計			6, 661,654,000 円	2, 165,856,000 円	1,949, 313,850 円	4, 115,169,850 円	729,287,250 円	3, 385,882,600 円	3, 385,882,600 円	3, 130,000,000 円	7,422,558 円	248,460,042 円	

報告第8号

令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書及び令和4年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

企経第19号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県水道事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						建設改良 積立金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	折戸調整池場内 配管接続工事	円 27,288,000	円 16,686,100	円 10,601,900	円 10,601,900		円	資材の入手等に不測の日数を要した ため	
		折戸調整池及び ろ過池電磁流量 計更新工事	40,363,000	26,483,200	13,879,800	13,879,800			関係機関との協議等に日数を要した ため	
		活性炭注入棟 リフター設置工事	1,628,000		1,628,000	1,628,000			資材の入手等に不測の日数を要した ため	
計			69,279,000	43,169,300	26,109,700	26,109,700				

(別紙2)

令和4年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				企 業 債	建設改良積立金	損 益 勘 定 留 保 資 金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	1 系排水 処理池 汚泥掻寄機 更新工事	円 61,615,000	円 36,969,000	円 24, 646,000	円 61,615,000	円 588,000	円 61,027,000	円 61,027,000	円 30,000,000	円 31,027,000	円	
計			61,615,000	36,969,000	24, 646,000	61,615,000	588,000	61,027,000	61,027,000	30,000,000	31,027,000		

報告第9号

令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

企経第20号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県工業用水道事業会計継続費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき別紙継続費繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和4年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	建設改良積立金	損益勘定 留保資金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	1 系排水 処理池 汚泥掻寄機 更新工事	円 85,101,000	円 51,061,000	円 34, 040,000	円 85,101,000	円 812,000	円 84,289,000	円 84,289,000	円	円 84,289,000	円	円
計			85,101,000	51,061,000	34, 040,000	85,101,000	812,000	84,289,000	84,289,000		84,289,000		

報告第10号

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

企経第21号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	工業用地開発 調査費	円 55,000,000	円	円 55,000,000	円	円	円 55,000,000	円	円	関係機関との協議 等に日数を要した ため
		土地造成事業	1,130,627,000	476,491,137	598,649,000	262,000,000	336,363,636	285,364	55,486,863		関係機関との協議 等に日数を要した ため
計			1,185,627,000	476,491,137	653,649,000	262,000,000	336,363,636	55,285,364	55,486,863		

(別紙2)

令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	土地造成事業	円 1,481,130,000	円 1,025,699,211	円 24,702,000	円 24,702,000		円 430,728,789	円	関係機関との協議等に日数を要したため
計			1,481,130,000	1,025,699,211	24,702,000	24,702,000		430,728,789		

報告第11号

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月7日

栃木県知事 福田 富一

企経第22号

令和5年5月31日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金				
1	ゴルフ 場事業 資本的 支出	1 建設 改良費	とちまるゴルフ クラブクラブ ハウスリニュー アル工事	円 84,117,000	円 29,526,470	円 54,590,530	円 54,590,530	円	円	資材の入手等に不測の日数を要した ため
計			84,117,000	29,526,470	54,590,530	54,590,530				

(別紙2)

令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						ゴルフ場 事業収益				
2	ゴルフ 場事業 費用	1 営業 費用	とちまるゴルフ クラブクラブ ハウスリニュー アル工事	円 14,850,000	円 3,276,000	円 11,574,000	円 11,574,000	円	円	資材の入手等に不測の日数を要した ため
計			14,850,000	3,276,000	11,574,000	11,574,000				